

○北海道警察再被害防止要綱の制定について

平成25年11月22日

道本刑第2229号

(務・生企・地・交企・公1合同)

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

(概要)

本通達は、犯罪の被害者等が加害者により再び危害を加えられる事態を防止することが、被害者等の基本的な要望であるとともに、被害申告を容易にするなど捜査上も不可欠であることに鑑み、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関して必要な基本的事項として、

○趣旨

○定義

○再被害防止対象者の指定等

○再被害防止措置の実施

○再被害防止対象者の指定の解除等

○関連情報の秘密の厳守

○他府県警察との連携等

○刑事施設等との連携

○被害者等以外の者に対する措置

○関係書類の保管

について定めたものである。